

議案第 31 号

三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

次のとおり三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年3月10日

三朝町長 安田 真 一 郎

平成6年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

研修会施設の使用料は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 町内者のみの使用（営利を伴う使用及び町長が別に定める使用（以下「目的外使用」という。）を除く。）は、無料とする。
- (2) 町外者のみの使用及び目的外使用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。
- (3) 前2号に掲げる使用以外の使用については、前号に規定する使用料の2分の1の額を徴収する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

三徳地区多目的研修会施設使用料

室名	使用料（1時間当り）	冷暖房料	特別料金
会議室	800円	使用料の50%	使用料の80%
大ホール	1,100円		使用料の80%

施設名	区分	使用料
味噌加工施設	1工程（15kg当り）	770円
洗濯施設	毛布1枚当り	100円

備考

- 1 特別料金は、酒類の持込みをしたときに徴収する。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

附則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。